

社会医療法人博愛会における公的研究費に係る不正行為への対応等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会医療法人博愛会に所属する研究者が行う競争的研究において、研究資金の不正使用（以下、「研究不正」という。）の防止を図るとともに、研究不正の問題が発生した場合に迅速かつ適正に調査、解決することを目的として定めたものである。

(研究不正)

第2条 研究不正とは、研究活動上の不正行為および競争的研究費の不正使用を意味し、以下に示す行為をいう。

- ① 捏造：データや実験結果を意図的に作り上げること
- ② 改ざん：データや研究結果を意図的に変更もしくは省略することで研究結果を操作すること
- ③ 盗用：他の研究結果を適切な了承なしに流用すること
- ④ 二重投稿：同一内容とみなされる原著論文を複数作成して異なる雑誌に発表する行為
- ⑤ 不適切なオーサーシップ：研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含め、もしくは著者としての資格を有する者を除外する等の行為
- ⑥ 利益相反に関する義務違反

特に①、②、③を併せて特定不正行為という。

(対象)

第3条 社会医療法人博愛会において、競争的資金等の研究活動および運営・管理に関わる全ての構成員

(行動規範)

第4条 研究業務に従事する者は、以下の行動規範を遵守すること

- ① 研究不正を行ってはならず、また周囲の者による不正行為の防止に努めること
- ② 研究不正を発見したときには直ちに報告すること
- ③ 研究者倫理および研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない
- ④ 研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による客観的な検証可能性を確保するため、保存可能なデータは、論文発表から原則 10 年間保存し、必要に応じて研究データを開示しなければならない

(研究倫理教育)

第5条 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）は、不正行為の防止のため、研究者等に対して研究倫理教育、啓発等の機会を設けなければならない。

2 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）は、研究倫理の向上および不正防止等について統括し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

3 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者をもって充てる。

4 研究倫理教育責任者は、研究者に対して、定期的に研究倫理教育を実施する。

(不正の告発等)

第6条 告発窓口は、社会医療法人博愛会事業本部「公的研究費に関する通報」担当とする。告発者は、匿名化され保護される。

告発窓口) 社会医療法人博愛会事業本部「公的研究費に関する通報」担当

〒892-0833 鹿児島県鹿児島市松原町3番31号

相良病院5階

電話：099-224-1800 FAX：099-224-3921

受付方法：面談・郵送・電話・FAX

2 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

(研究不正への予備調査)

第7条 研究不正に関する通報を受けた時は、最高管理責任者は統括管理責任者に命じて、予備調査を実施する。

2 調査に必要な資料等の保全が必要な場合、以下の措置を講ずることができる。

- ・ 研究不正に疑義を受けた者（以下、「被疑者」という。）の施設内への出入り禁止

- ・ 被疑者の当該調査に係る利害関係者との接触禁止
- ・ 調査に係る物品の確保
- ・ 調査対象の研究に係る研究費の使用停止
- ・ 当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査
- ・ その他、予備調査に必要な措置

(調査委員会の設置)

第8条 前条の予備調査の結果、本調査が必要と判断された場合は、予備調査の結果報告を受けた日から起算して 30 日以内に調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

2 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない外部有識者（他機関に属する研究者、弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。なお、外部有識者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の発足とともに、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者および被告発者に通知する。通知を受けた告発者又は被告発者は、通知を受けた日から起算して 7 日以内に、最高管理責任者に書面により、異議を申し立てることができる。

4 調査委員会の発足とともに、被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(資金配分機関への通知)

第9条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関および文部科学省に報告、協議する。

2 最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関および文部科学省に報告する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関および文部科学省に報告する。

3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関および文部科学省に報告する。

4 最高管理責任者は、資金配分機関又は文部科学省の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を資金配分機関および文部科学省に提出する。

5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不服申立)

第10条 最高管理責任者が開示した調査結果に対し、調査関係者において不服がある時は、調査結果を開示した日から起算して14日以内に、最高管理責任者に不服申立を行うことができる。ただし、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。

2 最高管理責任者は、不服申立があった場合は、告発者に通知する。なお、特定不正行為に係る事案については、告発者に通知するとともに資金配分機関および文部科学省に報告する。

(再調査)

第11条 最高管理責任者は、不服申立を受けたときは、調査委員会に不服申立に係る審査を命ずるものとする。不服申立の趣旨が調査委員会の構成等に関わる時は調査委員会の再編を行うことができる。

2 調査委員会は、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、最高管理責任者に報告する。

3 最高管理責任者は、不服申立の却下もしくは再調査開始が決定したときは、告発者および被告発者に通知するとともに、資金配分機関および文部科学省に報告する。

4 調査委員会は、再調査を開始した場合は、不服申立があった日から起算して60日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告するものとする。

5 再調査の結果は、告発者および被告発者に通知するとともに、資金配分機関および文部科学省に報告する。

(研究不正が認定された場合の対応措置)

第12条 最高管理責任者は、調査委員会の調査報告に基づき、被疑者の研究不正の事実を認定したときには、社会医療法人博愛会全職員就業規則に定める制裁委員会に研究不正の認定を受けた者の処遇に係る審査を命ずるものとする。最高管理責任者は制裁委員会の意見を徴して制裁処分を行う。

2 研究不正の認定を受けた者は、禁止が解除されるまでの間、競争的研究資金を含め、研究費の使用を禁止する。

3 研究不正の認定を受けた者は、既に使用した研究費について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により、その全部または一部を返還することがあるとともに、刑事罰が適用される場合がある。

(研究不正が認定されなかった場合の対応措置)

第13条 調査の結果、最高管理責任者が被疑者に研究不正の事実はないと認めたときは、以下に示す必要な措置を取る。

- ① 研究不正に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除
- ② 全ての調査関係者へ被疑者が適正な対応であったことを通知する
- ③ 被疑者の不利益にならないよう、名誉回復等の措置の実施

(調査結果の公表)

第14条 研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 公表する内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名および所属、研究活動上の不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名および所属並びに調査の方法・手順を含むものとする。

(守秘義務)

第15条 この規程における不正行為への対応に携わる者は、告発の内容及び不正行為の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(規程の改廃)

第16条 この規程は、最高管理責任者の承認により改廃できる。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2016 年 4 月 1 日

2020 年 11 月 1 日 改訂